

令和 8 年度 認定こども園・保育所・幼稚園等 新規入園申込案内

湯梨浜町では、認定こども園・保育所について、0歳から就学前児童の心身の発達に応じた一貫した保育・教育を実施するため、幼保一体を推進しています。

令和8年度からの入園を希望される方は、下記の点にご留意いただき、期間内に入園申込書と必要書類を提出してください。

目次	(1) 申込受付期間・受付場所……………P.1	(5) 申し込みに必要な書類……………P.4
	(2) 支給認定について……………P.1	(6) 保育料について……………P.5
	(3) 町内施設について……………P.3	(7) 延長保育等について……………P.6
	(4) 入園申込方法……………P.3	

(1) 申込受付期間・受付場所

対 象 令和8年4月1日～6月30日に入園を希望する人

※令和8年7月以降の入園希望者は、入園希望月の3か月前から受け付けます。

受付期間 令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

受付場所 役場子育て支援課、東郷支所、泊支所

※兄弟姉妹が町内施設に入園中の場合のみ、各施設でも受け付けます。

※町外の保育所・認定こども園等に入園を希望する場合も、町に入園申込みが必要ですので、子育て支援課へご相談ください。

(2) 支給認定について

認定こども園、保育所、幼稚園などに入園するためには、町から保育・教育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。この支給認定の区分に応じて、入園できる施設が決まります。

1. 支給認定の区分

支給認定は、次の三つの区分に分かれています。申請の内容に基づいて町が認定します。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	有効期間
教育認定 (1号)	満3歳以上で、2号認定以外 の子ども	認定こども園 幼稚園	原則として、小学校入学前 まで。 ※途中で状況が変わる場合は、新 たに認定申請が必要です。
3歳以上児の 保育認定 (2号)	満3歳以上で、保護者の就労 や疾病、その他の理由により 保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所	
3歳未満児の 保育認定 (3号)	満3歳未満で、保護者の就労 や疾病、その他の理由により 保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業所	原則として、3歳の誕生日 の前々日まで。

2. 保育の必要量

保育認定の方については、さらに保育の必要性の理由に応じて、町が保育の必要量を決定します。

認定区分	保育の必要量 (1日当たりの通常保育時間)
保育認定 (2号・3号)	保育標準時間 (11時間)
	保育短時間 (8時間)

※保育の必要性の理由により、保育標準時間の認定を受けられる方でも、保育短時間を選択することが可能です。

※1号認定の方は「教育標準時間」のみとなります。

3. 保育の必要性の理由

保護者（原則として児童の父母）が下記の理由で、家庭において必要な保育を行うことが困難な場合に、保育の必要性を認定します。

理由	内 容 【 】支給認定の有効期間
就労	●月 120 時間以上の就労の場合。 ■月 48 時間※以上 120 時間未満の就労の場合。 ※月の就労時間は 120 時間に満たないが、1 日の就労時間が 8 時間以上となることが常態である場合で、保育短時間認定が適切ではないと町が認めるときは、保育標準時間認定することが可能。 ※1 日の就労時間は 8 時間未満であるが、勤務形態の都合により保育短時間認定の通常保育時間を超えて施設を利用せざるを得ないと町が認めるときは、保育標準時間認定することが可能。（例：規定の勤務時間が 13:00～17:00 で、保育短時間認定の通常保育終了時間 16:30 までに迎えに来られない場合など）
●妊娠・出産	保護者が出産間近であるか、出産後間もない場合。 【出産予定日の 3 カ月前から、出産予定日の翌日から 8 週間が経過する日が属する月の末日まで】 （例：7 月 1 日出産予定の場合、4 月 1 日から 8 月 31 日まで）
★保護者の疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、または精神、身体に障がいを有している場合。
★介護・看護	同居の親族を常時介護・看護している場合。 （長期入院等をしている親族を含む）
●災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合。
■求職活動	求職活動を継続的に行っている場合。（起業準備を含む） 【認定開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日まで】 （例：4 月 1 日認定開始の場合、6 月 30 日まで） ※申請後に就職が決まった場合は、すみやかに就労証明書類を提出し、認定変更の手続きを行ってください。
★就学・職業訓練	▽学校、専修学校、各種学校、その他これらに準ずる教育施設に在学している場合。 ▽ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合。 【卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで】
●虐待・DV	虐待や DV のおそれがあること。
■育児休業	育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合。 【取得する育児休業の期間満了日が属する月の末日まで】
★その他	上記に類する状態として町長が認めた場合。

●印……原則として保育標準時間の認定 ■印……原則として保育短時間の認定

★印……状況に応じて認定

【利用手続きに関してよくある質問】

質問 1. 「慣らし保育」はいつから可能ですか？

⇒ 育児休業から仕事に復帰される場合に、仕事復帰日の 2 週間前（町内施設の場合）から入園可能です。ただし、4 月 1 日より前には入園できません。

（例）7 月 1 日仕事復帰の場合は、6 月 17 日から入園が可能です。

（３）町内施設について

【保育時間・休業日】

認定区分	保育の必要量	通常保育時間	休業日	延長保育等
保育認定 (2号・3号)	保育標準時間	午前7時半～午後6時半	日曜日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)	延長保育
	保育短時間	午前8時半～午後4時半		延長保育
教育認定 (1号)	教育標準時間	午前8時半～午後3時半	土・日曜日、祝日 春休み(3/25～4/3) 夏休み(8/11～8/18) 冬休み(12/29～1/6)	一時預かり 保育

※ニチイキッズ湯梨浜ながえ保育園の保育標準時間は、午前7時～午後6時になります。

※町外の施設の保育時間や休業日等は、各施設に直接お問い合わせください。

【町内施設一覧】

施設名	所在地	電話番号	運営主体	定員	施設種別
はわいこども園（公立）	光吉 107 番地 1	35-4111	町	160 人	認定こども園
たじりこども園（公立）	田後 745 番地 4	35-6231	町	153 人	認定こども園
ながせこども園（公立）	はわい長瀬 544 番地	35-5501	社会福祉協議会	140 人	認定こども園
とうごうこども園（公立）	門田 3 番地	32-1800	町	130 人	認定こども園
まつざきこども園（公立）	中興寺 192 番地 1	32-0510	町	60 人	認定こども園
あさひこども園（公立）	泊 1175 番地 7	34-2136	町	100 人	認定こども園
わかばこども園（公立）	宇谷 606 番地 1	34-2126	町	60 人	認定こども園
ニチイキッズ湯梨浜ながえ 保育園（私立）	長江 202 番地 6	32-2320	（株）ニチイ学館	30 人	保育所

※新設の私立認定こども園「ゆりはま まなびや園」（開園場所・湯梨浜町大字田後地内 定員・80 名 運営主体・（株）まなびや園）が令和 8 年度に開園予定です。開園時期は 7 月頃を予定していますが、開園日等が正式に決定してから入園申込の受付を行います。

※私立保育所「太養保育園」について、令和 7 年度末をもって保育業務を終了することとなったため、令和 8 年度の新規入園申し込みの受け付けは行いません。

（４）入園申込方法

○「支給認定申請書兼入園申込書」（以下「申込書」）に必要事項を記入の上、受付期間内に提出してください。家庭状況調査票も記入の上、一緒に提出してください。

※「記入上の注意」と「記入例」をご確認の上、不備の無いようにご記入ください。

※申込書は、入園申込児童 1 人につき 1 部必要です。

○申込書の「保育の希望の有無」欄の「有」に○をされた方は、保育の必要性の理由ごとに定められた書類を、申込書に添付して提出してください。

※詳しくは、次頁の「（５）申し込みに必要な書類」をご覧ください。

【申し込み後の流れについて】

①申込内容と添付書類を審査して、湯梨浜町が保育の必要性を認定し、入園施設を決定します。

入園申込者数が施設の定員を超えた場合は、以下の項目等に基づき、利用調整を行います。

- ・保護者の就労、就学の状況
- ・世帯状況（ひとり親世帯、生活保護世帯で保護者の就労により自立が見込まれる場合など）
- ・虐待やDVのおそれがある場合、その他社会的養護の必要性がある場合
- ・申込児童及び世帯員の疾病・介護・障がい等の状況
- ・兄弟姉妹の入園状況・その他町長が認める場合

ご注意ください！！

※利用希望施設は、第 1 希望から第 3 希望まで記入いただけます。希望理由も含めて正確に記入してください。また、家庭状況調査票も必ず記入してください。定員超過の際、利用調整に当たっての参考とします。

※調整の結果、第 1 希望の施設にご入園いただけない場合は、2 月上旬を目途に電話等でご連絡します。

- ② 3月5日（木）に町内施設に4月・5月に入園する予定の児童の健康診断（身体測定・内科検診）と面談を実施する予定です。
※町内施設に入園予定の方を対象に、別途お知らせします。

- ③ 3月中旬に、教育・保育給付認定決定通知書及び施設利用承諾通知書を交付します※。
通知が届いたら、必ず内容をご確認いただき、変更の必要がある場合は、入園月の前月末までにご連絡ください。入園月以降にご連絡いただいた場合は、その翌月から変更適用となります。
※入園施設の変更はできません。やむを得ず変更する場合は、現在の申し込みをキャンセルして、再度お申し込みいただく必要があります。

※）子ども子育て支援法第20条第6項の規定により、支給認定申請から30日以内に適否の決定をすることになっておりますが、来年度4月の入所に向けた認定事務が集中して審査に時間を要することから、認定結果は3月中旬にお知らせする予定です。

（５）申し込みに必要な書類

- ① 支給認定申請書兼入園申込書……………申込児童1人につき1部
② 家庭状況調査票……………申込児童1人につき1部
③ 保育の必要性の理由を証明する書類……………申込児童の父および母のもの

※教育認定でお申し込みの方は③は不要です。

※兄弟姉妹で同時に申し込む場合は、一番年長の児童の申込書に添付してください。

※「＊」印の書類の様式は、子育て支援課および各支所の窓口に設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※利用調整のため、父母以外の同居親族についても下記の書類の提出を求める場合があります。

保育の必要性の理由	提出書類
就労 (フルタイム、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む。)	就労証明書* (勤務先事業所の証明) ※勤務開始前で証明を受けられない場合は、内定通知の写しなど、就労の事実が分かるものを提出し、後日すみやかに就労証明書を提出してください。
自営業 (上記の就労証明書がとれない場合。農業・漁業を含む。)	就労状況申立書*および自営を証明する書類
妊娠・出産	母親の名前・出産予定日が分かる書類 (母子健康手帳の写し等)
保護者の疾病・障がい	診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し
介護・看護	介護に関する申立書*および下記書類のうちいずれかの写し 診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被保険者証、ケアプラン (介護サービス計画書) 等
災害復旧	申立書、り災証明書等
求職活動 (起業準備を含む。)	求職活動状況申立書* ※求職カード、雇用保険受給者資格証など、求職活動の状況が分かる書類を添付してください。
就学・職業訓練	在学証明書または学生証および時間割等
虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
育児休業	育児休業取得期間証明書、育児休業証明書 育児休業給付金支給決定通知書等 ※就労証明書の様式でも可
その他	町が必要と認める書類

(6) 保育料について

保育料の階層区分は、父母の市町村民税の課税額を基に決定します。

【参考】令和7年度 保育料基準額表(月額)

階層 区分		定 義		3歳未満児		3歳以上児		
				保育(3号)認定		保育(2号)認定		教育認定 (1号)
				保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間	教育標準 時間
第1		生活保護世帯		無料	無料	無料	無料	無料
第2		市町村民税非課税世帯		無料	無料			
第3		市町村民税の所得割額が 次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	12,000	11,000			
第4	4-1		48,600 円以上 57,700 円未満	19,000	17,000			
	4-2							
	4-3		77,101 円以上 97,000 円未満	20,000	18,000			
第5	5-1		97,000 円以上 133,000 円未満	27,000	25,000			
	5-2		133,000 円以上 169,000 円未満	28,000	26,000			
第6			169,000 円以上 301,000 円未満	30,000	27,000			
第7			301,000 円以上 397,000 円未満	32,000	29,000			
第8			397,000 円以上	35,000	32,000			

- 1) 月途中で入園・退園する場合、その月の保育料は日割り計算になります。
- 2) 第2子の場合、同時入園の有無に関係なく保育料が軽減されます。
- 3) 階層区分が第4-1階層以下で、第1子と同時入園する場合の第2子の保育料は無料です。
- 4) 第3子以降の保育料は無料です。
- 5) ひとり親世帯または在宅障がい者がいる世帯は、保育料が軽減または免除される場合があります。
- 6) 保育料の算定根拠となる市町村民税の課税年度の切り替えは、毎年9月となります。
(8月までは前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税課税額により算定します。)
- 7) 令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児(教育認定以外は4月1日時点の年齢)の保育料は無料ですが、主食費や副食費(おかず・おやつ代)の負担があります。

（７）延長保育等について（町内施設のみ）

延長保育

仕事の都合等により、通常の保育時間内での送迎が困難な方のための制度です。

認定区分	保育の 必要量	延長保育時間	料金
保育認定 (2号・3号)	保育標準 時間	午前7時～午前7時半 午後6時半～午後7時半	第1階層 0円 第2階層 100円/日（上限600円/月） 第3～8階層 200円/日（上限2,000円/月）
	保育短 時間	午前7時～午前8時半 午後4時半～午後7時半	第1階層 0円 第2階層 200円/日（上限1,500円/月） 第3～8階層 300円/日（上限4,000円/月）

※利用日数を月毎に集計し、翌月に通常保育料と同じ支払方法（口座振替または納付書払い）でお支払いいただきます。（例：4月分の延長保育料は5月の通常保育料と併せての支払いとなります。）

※ニチイキッズ湯梨浜ながえ保育園の延長保育時間は、保育標準時間が午後6時から午後7時まで、保育短時間が午前7時から午前8時半、午後4時半から午後7時となります。

▽申し込み方法 「支給認定申請書兼入園申込書」の「延長保育登録」欄の「有」に○をした上で、「延長保育申込書」を併せて提出してください。

在園児一時預かり事業

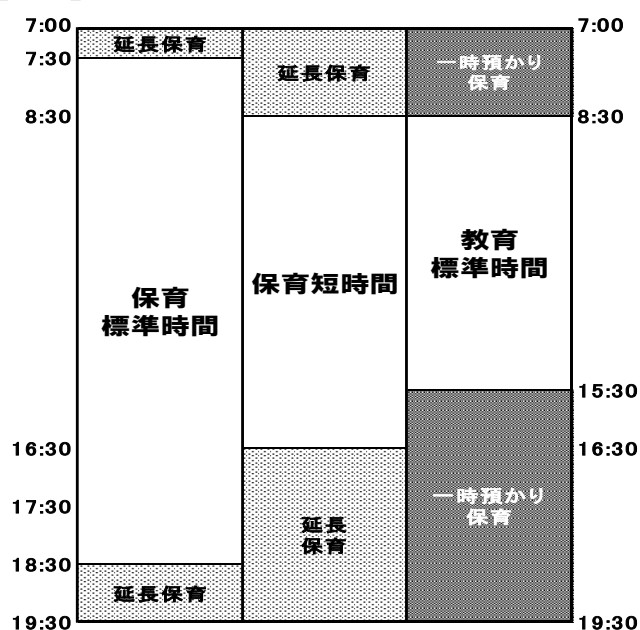
教育認定の方が、冠婚葬祭等でやむを得ず、通常の利用時間を超えて利用が必要な場合の制度です。

認定区分	保育の 必要量	在園児一時預かり保育時間	料金
教育認定 (1号)	教育標準 時間	平日の午前7時～午前8時半 平日の午後3時半～午後7時半 土曜日・春休み・夏休み・冬休み (年末年始除く)の午前7時 ～午後7時半	【平日】 第1階層 0円、第2階層 200円/日 第3～8階層 300円/日 【土曜日・長期休暇】 第1階層 0円、第2階層 300円/日 第3～8階層 500円/日

※保育料の支払方法は延長保育料と同じです。

▽申し込み方法 「支給認定申請書兼入園申込書」の「一時預かり登録」欄の「有」に○をした上で、「在園児一時預かり事業利用申込書」を併せて提出して下さい。

【参考】町内施設の保育時間のイメージ図



※ニチイキッズ湯梨浜ながえ保育園の開園時間は、7:00～19:00（18:00以降が延長保育となります）。